

報告書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号）

6の2 規則第14条の2の報告書の様式

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採の期間の末日から
30日以内に提出されて
いるか？

伐採に係る 森林の状況報告書

年 月 日

伐採に係る森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

住所 報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

年月日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり施したので、森林法第10条の8第2項の規定

①伐採箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

届出書の「伐採の計画」に従ったものとなっているか？

小数第2位まで記載されているか（第3位で四捨五入されているか）？

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

伐採率は、立木材積による伐採率(%)となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

3 備考

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに
 - 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
 - 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位
 - 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
 - 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
 - 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いも
- ①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期が記載されているか？
- ②相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報が記載されているか？

のの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

造林に係る森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

造林の期間の末日から30日以内に提出されているか？

伐採後の 造林に係る 森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住所報告者 氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年月日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します

1 森林の所在場所

①造林箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

市 町 大字
郡 村

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったものとなっているか？

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか？

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

届出に記載した方法となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

次ページの「樹種別の造林本数欄の記載方法について」による記載又は資料の添付となっているか？

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報が記載されているか？
合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろとどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を元に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ・ ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）

- ・ 写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり〇箇所）
- ・ チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認。
 - 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
 - 更新樹種の稚樹の本数が半径〇mの円内に〇本以上生育している。
 - 伐採跡地が全体的に更新されている。